

令和4年度

第2回江別市国民健康保険運営協議会

(書面開催)

《 資 料 説 明 》

報告事項（１）令和４年度江別市国民健康保険特別会計決算見込みについて

【資料１ページ】

【歳入】

令和４年度決算見込額Ｂの列、行番号１番、国民健康保険税の決算見込は、１９億５，８７５万４千円です。今年度においても収納率は高い水準を維持できる見込みで、令和３年度から令和４年度にかけて被保険者数は減少しましたが、当初見込み以上の調定額を確保できたことから、令和４年度決算見込額は、当初予算比で２.８％増となっております。

行番号５番、道支出金は、算定の基礎となる保険給付費の支出状況などを基に決算見込みを算出した結果、９２億３，００５万３千円となっております。

行番号８番、繰越金は、令和３年度決算における黒字額１億７，７３６万７千円となっております。

これらの結果、歳入総額は、行番号１２番、１２２億８，９６５万１千円となっております。

【歳出】

Ｂ列、行番号１４番、保険給付費の決算見込は９０億６，７２８万５千円であり、当初予算比０.１％増となっております。

行番号１８番、基金積立金については、前年度繰越金から、今年度中に必要な分などを差し引いた額を基金に積み立てるもので、１億４，９１８万２千円と見込んでおります。

これらの結果、歳出総額は、行番号２０番、１２４億９，６１８万８千円となっております。

【歳入歳出差引額等】

Ｂ列、行番号２３番、歳入歳出差引は８，１４４万９千円の黒字と見込んでおりますが、このうちの歳入には、行番号７番の基金からの繰入金と行番号８番の前年度繰越金を合わせて２億８，７９８万６千円、歳出には行番号１８番の来年度以降の財源とするため基金への積立を１億４，９１８万２千円見込んでおりますので、実質単年度収支は、行番号２４番、５，７３５万５千円の赤字となる見込みです。

なお、令和４年度末における基金残高は、行番号２５番、７億７，９６３万１千円と見込んでおります。

また、参考に、行番号２６番に道支出金の返還などの精算要素を加味した収支も記載しております。

報告事項（２）国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に係る
令和３年度評価について【資料２ページ】

【１ 保健事業実施計画（データヘルス計画）の概要】

保険者は、健康・医療情報を活用して、効果的・効率的な保健事業の実施を図るため、計画を策定することとされており、江別市では、現在第２期の計画期間中となっております。

【２ 中長期目標と短期目標】

データヘルス計画では、中長期目標と短期目標を定めており、中長期目標は、特定健診受診率の向上と、特定保健指導終了率の向上の２つとしております。

そして、特定健診受診率の向上を図るための短期目標には、受診傾向が不規則な受診者を継続的な受診者へと変えていく①継続受診者の割合向上と、一定のリスクがある方の健康や健診への意識を高めるための②生活習慣病重症化予防保健指導実施率を設定しております。

また、もう一方の中長期目標である特定保健指導終了率の向上を図るための短期目標には、新規に特定保健指導の対象となった方や、過去に一度も利用していなかった方を特定保健指導につなげる新規利用率の向上を設定しております。

【３ 評価結果（１）短期目標】

①の「特定健診継続受診者の割合向上」につきましては、令和３年度の目標が 17.6%であったところ、実績は 14.4%となり、目標を 3.2 ポイント下回りました。この主な原因としましては、新型コロナウイルス感染症による受診控えや緊急事態宣言による行動制限などにより、受診者数が伸び悩み、結果として継続受診者数の割合が目標値を下回ったと考えられます。令和３年度に実施した勧奨によって令和２年度より若干ではありますが、割合が向上していることから、より効果的となるよう勧奨資材の内容や架電勧奨のタイミングを検討、実施に努める必要があると考えております。

②の「生活習慣病重症化予防保健指導実施率の向上」では、目標が 77.5%であったところ、実績は 80.0%となり、目標を 2.5 ポイント上回りました。この主な要因としては、来所面接の申し込みがない方に対して積極的な訪問指導を実施したためと考えられます。

③の「特定保健指導新規利用率の向上」では、目標が 38.4%であったところ、実績は 37.6%となり、目標を 0.8 ポイント下回る結果となりましたが、令和２年度と比べ 6.8 ポイント増加しました。この主な要因としては、新型コロナウイルス感染症のため令和２年度に実施しなかった訪問指導を、感染症対策を施して事前に訪問日時を通知し、当日に体調確認をすることで再開したことが挙げられます。目標は下回りましたが、昨年

度と比べると大幅に増加したことから引き続き訪問指導を実施しつつ、コロナ禍において効果的と思われる集団健診での当日指導や情報通信技術を活用した遠隔支援を積極的に実施して、利用率向上に努めていきたいと考えております。

【3 評価結果（2）中長期目標】

特定健診受診率の向上につきましては、目標が 30.0%のところ、実績は 25.1%となり、目標を 4.9 ポイント下回りました。この主な原因としては、新型コロナウイルス感染症による受診控えや緊急事態宣言による行動制限などが大きく影響し、令和2年度と比べ 0.9 ポイント回復したものの、25.1%に留まったと考えられます。令和5年度の最終年度目標は 31.0%としておりますので、特定健診受診率の向上は喫緊の課題と考えております。令和4年度は、新型コロナウイルスによる社会情勢への影響を考慮しながら、極力集団健診を実施する方針で事業を行い、更に勧奨対象者である不定期受診者及び未経験受診者を連続受診者にすることを主眼とした資材勧奨を実施しており、現時点での受診者数は 2,113 人と昨年度同月の 1,667 人より 446 人多く回復傾向にありますので、今後も引き続き、健診機会の確保に努め、継続定期的な受診者の増加につながるよう、より効果的な勧奨の実施に努める必要があると考えております。

特定保健指導終了率の向上につきましては、目標が 43.0%のところ、実績は 37.9%と、目標を 5.1 ポイント下回り目標値には届きませんでした。令和2年度の実績値と比べると 7.3 ポイントと大幅に回復しており、利用率と終了率ともに増加しております。このことから双方には相関性が有るものと考えられますので、今後も積極的な訪問指導を継続し特定保健指導終了率の向上に努めていく必要があると考えております。

報告事項（3）令和5年度江別市国民健康保険特別会計予算の編成方針について

【資料3 ページ】

令和5年度の予算については、現在、編成中ですので、編成に当たっての基本方針や、歳入歳出の項目ごとや被保険者数などの年度の推移を中心とした説明となります。

【（1）基本方針】

（1）基本方針は記載のとおりです。これらはいずれも、安定した国保事業の運営に必要な事項であります。

【（2）基本的事項】

次に、（2）基本的事項として、予算編成に当たっての基礎数値などを記載しております。

被保険者数の推移としましては、年々減少の傾向にあります。

保険税の収納率については、令和元年度から令和3年度までの平均収納率を、令和4年度及び令和5年度の収納率として見込んでおります。

保険給付費は、北海道が過去の保険給付費の推移と被保険者数などから推計しており、その数値を参考とし、保険給付費に不足が生じないように、令和4年度決算見込み比0.8%増の91億3,763万7千円と積算しております。

国民健康保険事業費納付金は、北海道が国民健康保険事業に要する費用から積算しており、令和4年度決算見込み比3.3%増の31億4,558万2千円となっております。

【資料1 ページ】

資料右側C列「令和5年度予算見込額」については、12月現在の値であり、現行の保険税率での歳入額の見込みであるため、歳入額に不足が生じています。令和5年度の保険税につきましては報告事項（4）をご参照願います。

最終的な予算につきましては、歳入歳出額を一致させる必要があることから、今回の質疑等を踏まえまして、再積算する予定ですので、予算要求額として最終のものではないことをご留意願います。

【歳出】

歳出につきまして、C列、行番号14番、保険給付費については、資料3ページのとおりとなっております。

なお、保険給付費の財源については、北海道から全額が保険給付費交付金として交付されますので、見込み額以上に保険給付費の支払が生じたとしても、歳入額不足になら

なくなっております。

また、行番号15番、国民健康保険事業費納付金については、資料3ページのとおり、北海道が提示する金額を各市町村が納付することになります。

【歳入】

上記を踏まえ、C列、行番号1番、国民健康保険税については、現行の税率と、来年度も現在の収納率を維持する前提での積算では、被保険者数の減少を加味して、19億2,269万6千円の見込みとなります。

このほか過去の実績等から、その財源となる道支出金、一般会計繰入金などを積算しております。

この結果、行番号10番の歳入総額は123億4,674万9千円、行番号20番の歳出総額は125億2,151万1千円で、行番号23番の歳入歳出差引額1億7,476万2千円の不足となっております。

報告事項（４）令和５年度国民健康保険事業費納付金概算額について

【資料４ページ】

【概算納付金（一般被保険者分）の算定】

北海道は国保運営方針に規定する算定方法により、国が示す全国平均医療費や国保加入者が負担する後期高齢者支援金と介護納付金の負担見込額などの仮係数を基に、概算納付金を算定し、市町村に提示します。北海道と市町村は、この額を基本に令和５年度国保特別会計の予算を編成することになります。

また、今後の予定としましては、年末に国の予算案が確定後、これら係数の確定数値が国から都道府県に示され、北海道は確定納付金を算定して市町村に提示し、北海道と市町村はこの確定額を基に予算措置をすることになります。

【北海道国保特別会計（一般被保険者保険給付費等）】

北海道は全道で必要となる保険給付などの総額を４，６６０億円と見積もり、その財源は被用者保険加入者が負担する前期高齢者交付金１，６３３億円のほか、全道の市町村が納める国保事業費納付金が１，４８１億円などとなっております。

【市町村国保特別会計（一般被保険者分）】

国保事業費納付金から各市町村に国・道から交付される交付金や、一般会計からの繰入金などの個別歳入を控除し、特定健診等の保健事業費などの個別歳出を加えることで、全道市町村の保険税（料）収納必要額を、１，２３２億円と見積もっております。市町村は保険税（料）を主な財源として、法定外一般会計繰入金や基金繰入金などにより、保険税（料）収納必要額をまかなうことになります。

【資料５ページ】

【国保事業費納付金概算額と保険税収納必要額】

上の行の左端の欄、北海道が算定した江別市の国保事業費納付金概算額 a は、３１億４，５５８万円となっております。

ここから個別歳入である「国・道支出金」や「一般会計繰入金」などと、個別歳出である「保健事業」や「特定健康診査等費用」などを加減算した個別歳入・個別歳出 b を差し引くと、保険税収納必要額 c は、２５億２，０９１万７千円となります。

これに対し、当市の国保税を現行税率で見積もった賦課総額 d は、２４億７１５万８千円を見込んでおります。また、賦課総額を過去３か年の平均収納率 e で乗じた収納見込額 f は、２３億３，５６６万５千円となり、保険税収納必要額 c との比較では、１億８，５２５万円２千円の不足が見込まれるものであります。

【参考：前年度比較】

表は江別市の令和4年度及び令和5年度の被保険者数及び納付金額について表しております。なお、当市の納付金は前年から3.3%増加しており、一人当たりの負担額は5.5%の増加となっております。

国保事業費納付金の財源確保に向けた検討課題として、国・道調整交付金のさらなる増額に向けて、保険事業や医療費適正化事業を一層強化するほか、保険税の収納率向上などの歳入確保に取り組む必要があると考えております。

そのうえで、不足額を確保するためには、税負担の公平性を確保するために行う課税限度額の引き上げや、税率等の見直し、さらには国民健康保険積立基金の活用を検討しております。

協議事項（１）令和５年度国民健康保険税の課税限度額について

【資料６ページ】

国民健康保険税の課税限度額については、医療保険の保険料に係る国民負担の公平性を確保するため、国は、過去から地方税法施行令を改正し、課税限度額の引き上げを行っております。

当市では、被保険者の負担増となる課税限度額の引き上げに係る条例改正につきまして、国の政令公布が年度末となり、運営協議会での協議及び市議会での条例改正の議決をいただく期間がない場合、１年遅れで施行してきました。このことから、令和４年３月３１日に公布された地方税法施行令の一部改正に伴う、江別市国民健康保険税条例の一部改正につきましても、１年遅れの令和５年度から適用したいと考えております。

【令和４年度江別市国民健康保険課税方法（現行）】

国保税は三つの区分で課税しております。一つ目は基礎課税分で、国民健康保険事業に要する費用に充てるための区分です。所得に応じて算定する所得割、被保険者１人につき２４，０００円を負担していただく均等割、１世帯につき２５，５００円を負担していただく平等割で構成しております。これらを足した世帯の課税限度額は、現行で６３万円となっております。

二つ目は後期高齢者支援金等課税分で、後期高齢者医療制度における医療費のうち、４割を各保険者が分担して負担するものです。所得に応じて算定する所得割、被保険者１人につき５，３００円を負担していただく均等割、１世帯につき６，０００円を負担していただく平等割で構成しております。これらを足した世帯の課税限度額は、現行で１９万円となっております。

三つ目は介護納付金課税分で、介護保険制度の給付に要する経費に充てるものです。課税対象は、介護保険第２号被保険者である４０歳から６４歳までの方です。所得に応じて算定する所得割、被保険者１人につき９，６００円を負担していただく均等割で構成しております。これらを足した世帯の課税限度額は、現行で１７万円です。三つの課税区分を合計した現行の限度額の合計は、９９万円となっております。

北海道は国保運営方針に規定する算定方法により、国が示す全国平均医療費や国保加入者が負担する後期高齢者支援金と介護納付金の負担見込額などの仮係数を基に、概算納付金を算定し、市町村に提示します。北海道と市町村は、この額を基本に令和５年度国保特別会計の予算を編成することになります。

【地方税法施行令の一部改正】

令和4年3月31日に改正された内容は、基礎課税分を63万円から65万円に引き上げ、後期高齢者支援金分を19万円から20万円に引き上げ、限度額の合計を102万円にするものとなっております。

【資料7ページ】

【国及び江別市国民健康保険税課税限度額の推移】

当市での直近の改正は、令和3年度であり、合計額は99万円ですが、令和5年度に改正した場合、課税限度額の合計は102万円となります。

【江別市国民健康保険税課税限度額に到達する世帯収入】

左の表は単身世帯の給与収入、右の表は世帯主のみ給与収入がある4人世帯の給与収入を課税区分ごとに記載しております。左の表の単身世帯の場合では、基礎課税分において、現行は給与収入938万円が限度額に到達していたものが、改定により給与収入962万円が限度額の到達額となるものです。その他につきましては、表に記載のとおりとなります。

【令和5年度国民健康保険税課税限度額改定による影響見込み】

当市が令和4年度の国の基準に合わせ課税限度額を引き上げた場合に影響を受ける世帯数は、246世帯、影響を受ける世帯の割合は、1.3%の見込となっております。

【道内35市の国民健康保険税（料）限度額の改定状況】

既に国の基準まで限度額を改定した市は28市、当市と同様に令和5年度に令和4年度の国基準まで引き上げを予定している市は、7市となっております。

最後に、課税限度額の改定につきましては、次回の運営協議会で市から諮問を行うことを検討しております。